

議案第92号

大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基準該当通所支援に関する基準)

第3条 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める事項は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第54条の2から第54条の7まで及び第71条の2から第71条の4まで並びに附則に定めるとおりとする。

(法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者等)

第4条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請又は指定の更新の申請については、この限りでない。

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第21条の5の18第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準（第54条の2から第54条の7まで及び第71条の2から第71条の4までを除く。）に定めるところによる。

(指定通所支援基準等の改正に伴う経過措置)

第6条 指定通所支援基準（指定通所支援基準を改正する省令を含む。）の改正によ

り、現にこの条例の規定による基準に適合している指定通所支援の事業等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

児童福祉法に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準その他必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

児童福祉法（抄）

第21条の5の4 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第2号に規定する基準該当通所支援（第21条の5の7第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（通所特定費用を除く。）について、特例障害児通所給付費を支給することができる。

(1) 省 略

(2) 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援（第21条の5の18第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。）を受けたとき。

(3) 省 略

省 略

第21条の5の15 省 略

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第7号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

(1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

(2) - (4) 省 略

省 略

第21条の5の16 省 略

省 略

前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第21条の5の18 指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関す

る基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

省 略